

臨時職員登録制度のご案内

古座川町では、臨時職員を登録制度により募集しています。

この制度は、働きたい期間や職種などをあらかじめ登録していただき、臨時職員が必要となった際に登録された方の中から条件に合う方を選考し、審査後採用するものです。

（注）登録されても任用されない場合がありますので、ご了承ください。
（注）選考、審査は登録者以外（一般募集等）を含む場合があります。

1. 募集概要

- ①登録職種：一般事務補助、保育士、調理員（保育所・小中学校）、看護師、その他
- ②応募資格：本町に在住し、申請日現在の年齢が満18歳以上60歳未満（一般事務補助は40歳未満）の方で地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人（保育士・看護師等免許を必要とする職種は、当該免許を有する人）
- ③勤務条件：職種により異なりますので、申請時にお問い合わせください。
- ④募集期間：随時受付しています。

2. 申請方法

下記の必要書類を役場総務課または各出張所まで提出してください。（申請書類は、役場総務課、各出張所で受け取ってください）

- ① 古座川町臨時職員登録申請書
⇒【様式ダウンロード(エクセルファイル)】<http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/news/20180109-2.xlsx>
- ②資格を証明する書類の写し

3. 登録の有効期限

平成30年4月1日～平成31年3月31日

（※平成30年4月1日以降の申請の場合は、申請日から平成31年3月31日まで）

4. お問い合わせ先

古座川町役場総務課 臨時職員募集係

〒649-4104

和歌山県東牟婁郡古座川町高池 673-2

電話番号：0735-72-0180 ファックス：0735-72-1858